

青年農業士育成事業（講座制研修旅費助成）実施要領

1 目的

農業青年の講座制研修旅費に対し助成することにより，地域の中核的役割を担う「青年農業士」を目指す若い農業者の資質向上を図る。

2 助成対象者

青年農業士を目指す離島に居住する農業青年

3 助成内容

青年農業士講座制研修（総合講座）における旅費の助成

4 助成額

原則として、本土と離島及び離島間の船舶2等往復船賃、又は高速船料金

5 事業の申請，決定等

（1）対象講座を受講した農業青年は，申請書（別記様式第30号）に次の関係書類を添付し，県地域振興局・支庁及び農業大学校を經由して提出する。

ア 個人情報保護の同意書 別記様式第 5号

イ 助成金振込口座の写し

ウ 講座制研修受講証明書（農業大学校作成） 別記様式第31号

（2）理事長は，提出された申請書を審査し適当と認めたときは，決定通知書（別記様式第32号）により申請者へ通知し，交付する。